

第1章 総則

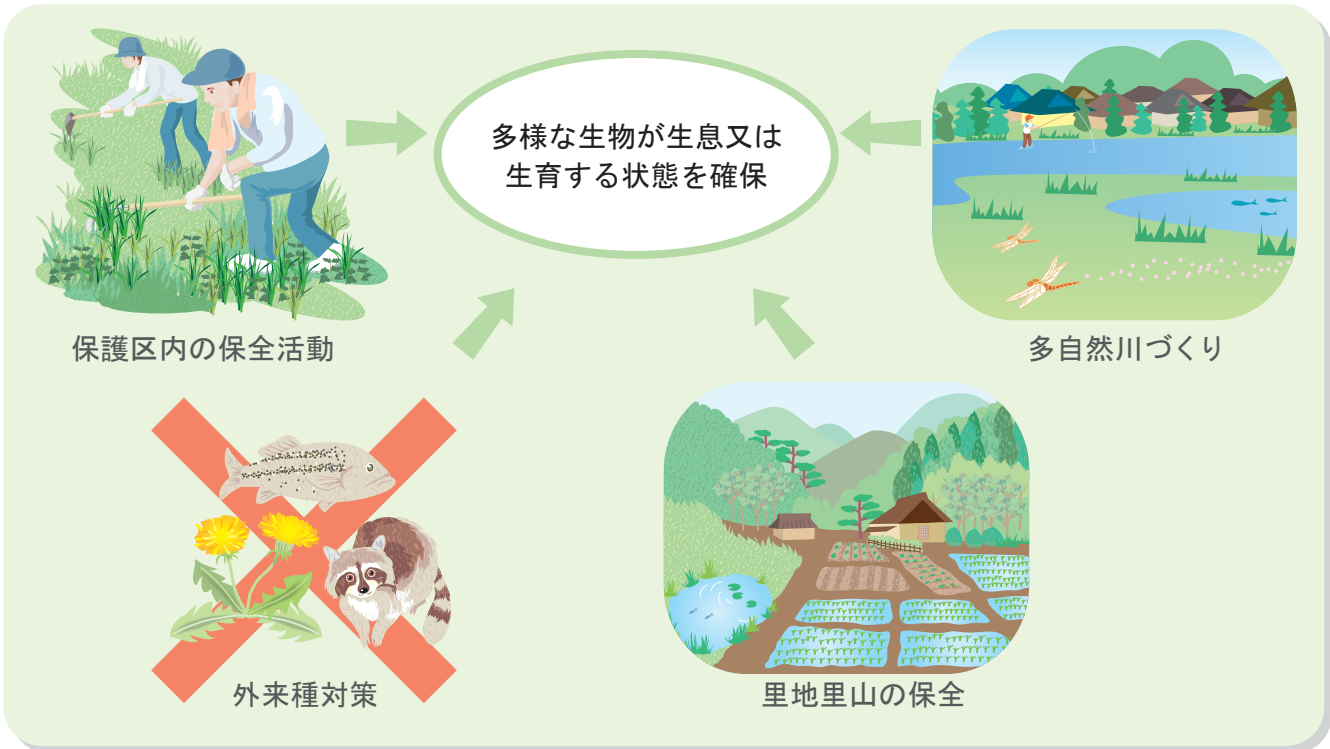
目的

この条例は、本市のかけがえのない自然環境の保全及び創出のため、市民協働により施策の総合的な推進を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的としています。

自然環境の保全及び創出とは

森林、河川、池沼、湿地等の自然環境が損なわれることを防止することです。

損なわれた自然環境の回復・再生、質の向上を図ることです。



市民・事業者・市の責務

市民

- 自然環境の保全・創出に自ら努めること
- 市が実施する施策に協力すること

事業者

- 事業計画、事業活動において自然環境の保全・創出に配慮すること
- 市が実施する施策に協力すること

市

- 自然環境の保全・創出のための施策を総合的に推進すること
- 市民、事業者との協働に努めること
- 施策の策定・実施において、自然環境の保全・創出に配慮すること